

企画建設常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和4年6月24日(金) 第2委員会室
2. 出席委員 桂藤和夫委員長 吉川遂也副委員長 横路政之 堀井秀昭 政野太 五島誠
松本みのり
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 横山和昭議会事務局議事調査係長
5. 説明員 なし
6. 委員外議員 なし
7. 傍聴者 なし
8. 会議に付した事件
 - 1 所管事務調査について
 - 2 意見書について

午後3時22分 開 議

○桂藤和夫委員長 ただいまから企画建設常任委員会を開会いたします。傍聴、録音、録画を許可いたします。

1 所管事務調査について

- 桂藤和夫委員長 協議事項1点目、所管事務調査について議題といたします。現在、4項目ありますけれども、皆様から、10月6日から始まります全共、牛のオリンピックに委員会として行きたいという声が強かったので、事務局と話をしました。やはり、所管事務調査にあげないと難しいということですから、項目を一つふやさないといけないのかなということで、皆様に協議をさせていただきたいと思います。タイトルを、副委員長の発案でございますが比婆牛の全国展開についてという項目であげたらどうかという提案が出ているのですけれども、これに対して何かあれば、よろしいですかね。比婆牛の全国展開についてという、全共ですから、そういうタイトルがいいのかなということで。
- 吉川遂也副委員長 全国展開ですが、比婆牛について小項目で、今後比婆牛と言われるような、系統牛の品質ですよね。どういう情勢に向かっていくかも調査しないとけないし、販売についてのブランド力をどのように全国展開していくかという両面を含んだ言葉と捉えておられてもいいと思います。
- 桂藤和夫委員長 ほかに何か。松本委員。
- 松本みのり委員 共進会がどういうものかわからないので。その共進会に行ったときに比婆牛、牛農家さんの支援のことがどうわかるのかという、想像がつかない。
- 吉川遂也副委員長 わからないことはないわけでは、肉牛の品質について、成牛の部であるとか、部門が細かく分かれています。枝肉の部門もあるし、そこで全国的な品評会が行われて品質について優等から優劣を決めていく大会なので、そこに比婆牛が出てどのような成績をおさめるかという

ことは、例えば佐賀牛が全国に、日本一になったから日本一の和牛とPRするし、鹿児島が優勝したときは鹿児島が日本一だと言ってPRする。今後比婆牛と言われる広島系統和牛がどのような方向を向いていくと、そういった栄冠が手にできるかという調査はできる。どのようなものが今後の主流になって、生産的に価値の高いものかという調査は必要。

○松本みのり委員 全国でいろんな支援策を使うところがあると思う。共進会とセットでどのような支援をして、ここはうまくいっているということがわかれば。

○吉川遂也副委員長 農家の支援とは直接関係するものではないと思う。競技会なので。

○桂藤和夫委員長 堀井委員。

○堀井秀昭委員 成牛の名簿でも枝肉の名簿でも、比婆牛、松阪牛、神石牛、神戸牛ということは全然ない。この枝肉は比婆牛だという確認なんかはできない。比婆牛という固有名詞を、調査項目の中で使ったら難しくなるのでは。もう少し畜産業界全体をにらんだ、調査項目がいいのではないかと考えるのです。別に比婆牛の調査で、共進会に行かなければならないことはない。

○桂藤和夫委員長 政野委員。

○政野太委員 調査をするに当たって、全国展開という言葉が果たしているかどうか。うちの施策の中で全国展開していこうというものがあるのであれば、それを調査するというのはあり得るかもしれないのですけれど、そこはちょっと気になる場所ですが。

○桂藤和夫委員長 堀井委員。

○堀井秀昭委員 ここは単純に畜産農家、要するに活性化のための今後の展開、調査ぐらいでいいのではないかと。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○吉川遂也副委員長 大枠は畜産振興で。ただ、それについて全共でどうするかということがないと、ちょっと行くのに厳しいであろうという指摘があったのでという話です。委員会の所管事務調査の大枠でいうと畜産振興。各論は何かということをもどのように位置づけるかというだけの話。それが全共に行く必要があることについてはどうするかということ。

○桂藤和夫委員長 政野委員。

○政野太委員 今回の全共に関しては、おそらく庄原市が700万円予算を組んでいるはずですが。その事業の調査に行くということで、単純でいいのではないかと考えるのですけれど。農協が700万円、庄原市が700万円ではなかったですかね。大体5年に1回その予算が組まれているはずで、その予算について調査をすることが大前提でよろしいのではないかと考えるのですが。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○吉川遂也副委員長 全共へ広島県として、特色ある系統牛として比婆牛の系統牛が出る。それは比婆牛ではないけれど系統牛なので、前々回ぐらいに3柴沖茂が出たのと同じようなものが、それは今度、立烏帽子を中心に出てくると思うのですけれど、それは比婆系統と言われている系統。そこまで細かいことはいらぬと言われれば別に問題ないし、比婆牛の調査は正当性がないこともない。先ほど言われたように、全共のお金の使い方がどうかということ調査するのも別に問題ではない。要するに、全共に行く理由づけというところになってくるので。

○堀井秀昭委員 全国の状況の調査でいいのでは。全共というのは、広島牛を出すことは広島牛が全国の畜産業界の中で、肉としても体系的なものとしても、どういった位置づけにあるかという

ことを、しっかり勉強するためにあるわけです。

- 桂藤和夫委員長 松本委員。
- 松本みのり委員 全共に行って母牛をというのではなくて全国の。
- 桂藤和夫委員長 堀井委員。
- 堀井秀昭委員 庄原市及び広島県が進めている育種が、全国の中でどのぐらい通用する位置にまで行ったか行かないかということが大きな勉強。共進会自体はそういうものですから、宮崎、宮城、が上位に入ってくるのは、その育種の目標が正しかったことと取組を活発にやっていることの証明であって、広島県がどのような展開をしているか、今後どのような展開をしないといけないかということを学びに行けばいい。
- 桂藤和夫委員長 松本委員。
- 松本みのり委員 市民の方は議員がそこまで行って見てきて、何を市に還元をしてくれるのだ、何を学んできてどう市の畜産に還元するのだということまで気にかけると思うので、その部分もしっかり学べるものであれば。
- 桂藤和夫委員長 7月12日に三次の家畜市場で正式に決まります。庄原から最大21頭行く可能性があるそうです。それでは、畜産振興についてという項目を追加します。
- 堀井秀昭委員 閉会中の継続審査の項目では、庄原市における畜産業の現状というような文言で。
- 桂藤和夫委員長 日程は1泊2日で検討したいと思います。事務局。
- 横山和昭議事調査係長 遠方でございますので、事務局で日程を組んで皆様に御提案する形でよろしいでしょうか。
- 桂藤和夫委員長 鹿児島中央駅から霧島市のメイン会場まで60分ぐらいかかります。政野委員。
- 政野太委員 これまでは複数の視察場所に訪問したことが多かったと思います。畜産振興になると今回共進会ということではあるのですけれども、他の方面例えば観光、ここにある観光振興におけるJR芸備線についてということ、九州の鹿児島宮崎あたりもたしかそういう路線があったような記憶もありますし、検討されてはいかがでしょうか。日程的に可能なら、それも含めて。宮崎に何かあったような気がする。
- 堀井秀昭委員 2泊3日だとちょっと長い。1泊2日。
- 桂藤和夫委員長 そこを含めて事務局と行程を組んで、また相談をさせてください。それでは所管事務調査についてほかにはないようでしたら、畜産振興についてということで項目を挙げさせていただきますのでよろしく願いいたします。

2 意見書について

- 桂藤和夫委員長 2番目の意見書についてという項目ですけれどもこれは前回、藤木議員を参考人招致した件で、堀井委員から継続ではなくとも意見書を出してもいいのではないかという御意見がありました。皆さんに諮らせていただいてどうするか検討したいと思います。
- 堀井秀昭委員 インボイス制度は廃止するように意見書を出してくれという請願でしたよね。インボイス制度を知り合いの税理士にいろいろ聞いてみました。確かに納税事業者にならないと、インボイス制度による納税事業者番号がもらえない。請求書の頭にTがついて、法人番号はそのままで。それが今のインボイス制度の納税者番号になる。そのものが記載された請求書が、求められる

ようになるのです。その番号が記載されない請求書は、相手が課税事業者でないので受け取ってお金を払ったほうの法人事業体が仕入れ税として計上できない。そういう状況になるのだと。1,000万以下の売上げで今まで非課税事業者だった人がそのまま非課税事業者でいようと思ったら、課税事業者番号がもらえない。そうするとそういった請求書が出せないということは、大きい事業者が、非課税事業者を排除する可能性がかなり高い。それか、税理士が言うのに、あるいはうちはあなたがたへ物を注文し仕事を頼んで、消費税をつけて払う。消費税を払ったという領収書がもらえないのならうちに支払う消費税部分だけを値引きしろ、そういうことになる可能性はかなり強いと。庄原市内の事業者はかなりの影響を受けるのではないかという税理士の意見です。それではどうすればいいと、今さら議会が意見書を出したから出さないからで変わるとは思わないけれど、今の状況の中でそういう請願があるのなら、庄原市の行政としては基本的にはインボイス制度の導入へ反対をすべきだと。これが導入されたからといっても消費税がいつ下がるわけでもなし、そういう御意見でした。横路議員がおられるところでしんどいことを言うのだが、実際に中小事業者個人事業者が大きな影響を受けることを考えれば、消費税を払わないわけではないのだから。こういった領収証を添付することが求められるという制度自体は、ないほうがいいのかという意見でした。

○桂藤和夫委員長 政野委員。

○政野太委員 最終結論はそうではないかと思っているのですけれども、今回請願という形で出てきてその中の文言にも全国商工会連合会であるとか商工会議所の要望ももう既にあるわけなのですよね。今回請願として出た以上そこの意見も聞いて、判断するほうがいいのかなど。最終結論は多分意見書を出そうということになる可能性も高いと思うのですけれども、今回の請願は廃止を要望するものである。全国商工会連合会だとか全国他の組織は延期という内容がこの前書いてあったのでこれを1度確認して、次のステップへ向かうべきかと前回理解していたのですけれども。

○桂藤和夫委員長 横路委員。

○横路政之委員 否定的な意見が多いですね。負の側面を、PRですか。そもそも軽減税率が出たときには税の適正化に向けてインボイスをやると表明もされている中で、識者の中にはこれは適正な制度だと言う方もおられるのです。片や、これは悪だと。もう廃止すべきだという意見も両方あるのですよね。だからこの税に関しては私ら自身も両方の意見を聞いて、見る段階も必要なのかなという思いはしているのですけれども。意見書を出すのは全会一致、多数決にならないですね。

○桂藤和夫委員長 堀井委員。

○堀井秀昭委員 今考えられるのは、この請願についてどういった結論を出すか。意見書を出すのは、それに基づいてまた新たに考えたい。

○桂藤和夫委員長 五島委員。

○五島誠委員 もう請願が出ているので、採択するか不採択かを決定しないといけない。きょうこの議題の中に請願について載っていないのですけれども、本来ならそれをどうするかをまず決定して意見書を出すのが誰、出す、出さないのかというのはまた次のステップだと思います。意見書は請願がある状態で誰かが出そうと思えば出せる。この委員会でするのは不適当だと思うのだけれども。

○桂藤和夫委員長 委員会ではなくて、個人的に。堀井委員。

○堀井秀昭委員 本会議で、請願については採択するのが適切と決定しましたという報告をするだけ。

請願を採択されたのだから、どうするのだということはどこが考えるのか。この委員会に戻る。

○桂藤和夫委員長 五島委員。

○五島誠委員 意見書を出してという請願だったですね。採択したからにはこの委員会で、意見書をまとめて出すのが適当でしょうね。

○政野太委員 意見調査というのはもう今期は難しい、継続で調査をした上で、回答するという話が前回出ていたような記憶があるのですけれども。

○桂藤和夫委員長 堀井委員。

○堀井秀昭委員 両方の意見を聞いてみるべきという話だったのだけれど、庄原市内、どなたと話をしてもこの制度を賛成だという人はまずいない。そういった人を見つけてここへ来て話をしてもらうことは至難のわざだ。本来、この制度を導入することによって大手の企業にしても個人企業にしても、ふえるのは事務処理の煩雑なことだけ。何にもふえない。税金も多くはもらえないし。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○吉川遂也副委員長 インボイスの根本的な制度設計の中に益税を配慮するところがあって、益税というのは非課税免税事業者が、消費税を付けて販売するわけです。でも、消費税で請求書を出しても、事業者としては消費税を払わないから商品の価格に10%を上乗せした分を、自分で持っているところが益税になっているのです。そこを配慮しようという、8%の軽減税率ができたところで今後仕入れ業者として仕入れた先の事業者が10%で消費税控除受けられるのか、8%で受けられるのか曖昧になるからはっきりしましょうということで、インボイスができています。単純に言えば1,000万以上の売上げがない小規模事業者は、消費税をつけない請求書を出したらいいのではと思うのだけれども。もう一つは、それが仕入れ業者にかかわるものに非常に影響がある。例えば散髪屋さんとか、何か仕入れではないから10%をつけようがつけまいが、インボイス制度に登録しなくても特に影響はない。そういう事業者もある。魚屋さんとか肉屋さんはあるかもしれないけれど、加工品として今後活用される仕入れ業者として成り立っている場合はあるかもしれないけれど。一番影響があるのは1人親方とかあるいはシルバー人材センターとか、それは両方の意見を聞くこともできる。

○桂藤和夫委員長 政野委員。

○政野太委員 どの結論を導くかという根拠が必要かと思いますので、何らかの意見聴取はしたほうがいいのではないかと思います。

○桂藤和夫委員長 堀井委員。

○堀井秀昭委員 その必要は今さらもう、誰から聞いてみても同じだという思いがあるのと、それから簡易課税制度というのがある。散髪さんにしても、かみそり、クリーム、ペーパーを仕入れる。その仕入れに対しては、消費税を付けて払っている。非課税事業者といえども、消費税を付けて払ったことを生かしていくためには、自分は課税をしなくてもこの払った消費税は経費として見てもらわないといけない。それが簡易課税制度。どういった業種が何割の課税をされているということを見ていいということ。全くこのインボイス制度に無関係な事業体は、個人を含めてない。農業なども同じ。店舗でトマトを売るときに、100円で単価つけたら現場では110円にしてもらう。税込みだから。ということは消費税を預かる。預かるけれど1,000万ないから非課税事業者だから税金は納めない。もうけではないかというのが今の吉川委員の意見だけれど、そうは言っても店に販売手

敷料を払う、それには消費税を払う。種を買って消費税を払う。肥料を買って払っている。その原価を売りに出すまでにはみんな消費税を払う。インボイス制度の話からずれたが、インボイス制度は請求書へ自分の課税業者番号を記載ができるかできないかということが問題。この番号の記載がある請求書ではないと、お金を払ったほうが支払い消費税として計上できないという状況。そういう状況が、いろんな意見を聞いてみて正しいという意見になるか正しくないという意見になるか揺れがある状況だと思うか。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○吉川達也副委員長 堀江委員が言われるように、ほとんどの事業者が面倒くさいし経費もかかることであるしやめてくれという思いであろう。税金を取られることについてはみんながそういう方向になるのは間違いないので、それが全部国民の声と持っていく方法も一つあると思うのですけれど。採択しようと言ったときに、今後最終的なところとして、請願の原案でいけば白紙撤回。白紙撤回がいいのか、先ほど政野委員が言われたように延期がいいのか。それが施行に当たっては救済が必要だともっていくのか段階があると思うのです。そこも含めて、各事業所がどういうところを求めているかの調査はできると。

○桂藤和夫委員長 横路委員。

○横路政之委員 猶予期間がある中で、免税事業者は判断できるような仕組みもある。だからいきなりこれをやることになると抵抗があると思うのですけれども、事務的にも電子申請なども国は取り入れて簡単にしていく方法も打ち出されている。そういった観点も考慮しないといけないのではないか。だからワンクッションおいて、1件1件調査をする価値もあるのではないかと思うのです。

○桂藤和夫委員長 堀井委員のように意見書という形で結論出すか、そうではなくて1回いろんな団体なり事業主の声を聞いてから判断しようという方向と二つあるわけですがけれども。松本委員。

○松本みのり委員 私も理解が難しい部分があるので、できればワンクッションおいてお話し合いたい。

○桂藤和夫委員長 ほかに意見はありませんか。では体制的にワンクッションおくという声が強いの
で、継続調査で御説明させてもらってもよろしいですか。五島委員。

○五島誠委員 請願書について採択するか不採択するか結論をまず出さないといけない。出さないと継続調査するかどうか分からないので。そこをクリアにして進んで行かないと。意見書を出すかどうかと請願を採択するかどうかというのは、完全なイコールではないので。

○桂藤和夫委員長 この請願を採択するかどうかをまず決めさせていただきたいと思います。採択という方向でよろしいでしょうか。政野委員。

○政野太委員 これは1人ずつ言うしかないでしょう。決をとるか。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○吉川達也副委員長 この次第にある意見書についてというのは、実はですね水田利活用に関する助成金に関しての意見書を取りまとめようという話で、きょうその採択かどうかを諮ってもいいのですか。

○桂藤和夫委員長 暫時休憩します。

午後3時56分 休 憩

午後4時10分 再開

- 桂藤和夫委員長　それでは委員会を再開いたします。私の勘違いで御迷惑をおかけしました。意見書というのが、水田活用の直接支払い交付金見直しに関する意見書の案を委員会として出したらどうかということで、今意見書の案を皆様にお配りしております。皆様の御意見なり、文言的に不具合とか添削するようなところがあれば教えていただければと思います。まず出すことに対して、反対があれば。副委員長。
- 吉川遂也副委員長　説明をいたします。水田活用の直接支払い交付金が見直しをされました。今後5年間に1度、転作されているところは水張りをしないと、この水田活用直接支払い交付金からは外すということが1点と、多年生牧草の取扱いについて今までは一反当たり3万5,000円の支払いがあったのが今年度から1万円に変わる。刈取及び播種をしない場合、多年性作物としての取扱いは金額を下げるといふ変更は、今年度から急に始まった。全国各市町から意見書が出ていることや、政野委員から当委員会でも発議をされたらどうかという意見がありましたので原案を作成しました。提出先についても意見があれば言っていただければと思いますし、事務局、委員長に任せると言われればそのように取扱いしたいと思います。
- 桂藤和夫委員長　政野委員。
- 政野太委員　意見書を出すことは賛成です。ただ文言については月曜日まで時間をいただければいいのですけれどもいかがでしょう。その中で1点気づいたのは2番の最後の文章の営農計画等を十分に検討する期間を設ければ、等をというのはい具体的に書いたほうがいいのではないかと思います。基本的には廃止ではなくて見直し、こういう制度で影響を受ける人に対しては別の方法を講じてくれと。
- 桂藤和夫委員長　横路委員。
- 横路政之委員　賃借料の負担が大きくなると。私はこれをしてもらっている。私は国からお金をもらっているだけ。
- 桂藤和夫委員長　副委員長。
- 吉川遂也副委員長　受給されている場合もそうですけれども畜産農家が借りて刈取をしているところ、今まで3万5,000円の補助金が入ってくるので賃借料を支払うことができた。ところが減額されたときには、賃借料の設定が合わないのではないかと趣旨なのですから。
- 桂藤和夫委員長　横路委員。
- 横路政之委員　ほかのパターンがあるのではないかと。酪農家の方には1銭も入らない、草を刈って持って帰るだけ。
- 桂藤和夫委員長　副委員長。
- 吉川遂也副委員長　畜産農家から地主へお金を払って借りている場合があります。
- 桂藤和夫委員長　横路委員。
- 横路政之委員　そういうケースがあるならこういう表記もいいと思います。
- 桂藤和夫委員長　月曜日までにお目通しいただいて気づきあれば。堀井委員。
- 堀井秀昭委員　賃貸借契約による作付けは一つの例であって、ほかにもいろんな利用形態はある。ほかにもある中でこのことだけを2番として特に捨てる必要があるか。
- 桂藤和夫委員長　副委員長。

- 吉川遂也副委員長 見直しの中で今まで多年性牧草、播種する牧草も一律3万5,000円だったのを、ことしからは播種しない場合は1万円に減らすことだけが決まった。特に取り入れないといけない変更点が、5年間のうちに1回は水張りをしなければならぬことと、多年生の牧草は減額することです。
- 桂藤和夫委員長 堀井委員。
- 堀井秀昭委員 ハウスを建てているところは5年に1回水を入れることはできない。園芸作物はできない。
- 桂藤和夫委員長 副委員長。
- 吉川遂也副委員長 農林水産省の見解としては、東北に会計検査院の調査が入って、完全に水田が畑地化してハウスも建てて水路もないし水もこない状態が10年も続いているのに、それが水田活用の補助金として1,000万ももらえる農家があるのはおかしいのではないかと。もともと地目が畑のところは補助金も何もないのに、そこに差を設けてこちらには1,000万円こちらはゼロですという税金の使い方はどうかという会計検査院からの指摘があった。それをもとに農林水産省が水田として活用しているところに出すことで、5年に1回水張りをしないとイケないとなっているが、今後の5年の間に地域事情の調査はしっかりしますということを含んでいるので見直しの可能性はある。
- 桂藤和夫委員長 堀井委員。
- 堀井秀昭委員 今回の見直しに入っているのは永年作物、5年に1回の水張り。
- 桂藤和夫委員長 横路委員。
- 横路政之委員 ぜひともこれは出してもらいたい。現実、荒唐無稽現場を知らない。真面目にしている農家は迷惑。
- 桂藤和夫委員長 副委員長。
- 吉川遂也副委員長 5年に1回水張りとなると無理にでも水を張るようにする。ということは米の生産量はふえるのです。そうすると米の価格下落に直接つながることなので、米をつくらないようにするために畑地化してそれに対する補助金なのに、まだ元に戻して田んぼにしようとするので困るので制度の見直しを求めなければならないと思います。
- 桂藤和夫委員長 文言については月曜日までにしっかり読んでいただいて、疑義があればまた言っていただいて最終的に正副委員長に任せていただいて意見書として出したいと思います。それによろしいでしょうか。よろしくお願いします。インボイスの件は、委員会を会期中に開催したほうがいいですか。
- 桂藤和夫委員長 五島委員。
- 五島誠委員 委員会を開催するかどうかだけ今決めたほうがいいのではないのでしょうか。月曜日に一応委員会をすることにしておいて、その際に請願の件を議題に入れるかどうかは正副委員長でもう少し議論を重ねて決めていただけたらいいかと思います。
- 桂藤和夫委員長 27日の一般質問の後に委員会を開催します。以上で企画建設常任委員会を散会いたします。ありがとうございました。

午後4時24分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

企画建設常任委員会

委員長